記者配布資料

記者発表資料（4）

福　島　市

令和8年11月5日

パブリック・コメント実施

施策等に関する下記計画について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するために、パブリック・コメントを実施します。

記

1．パブリック・コメント

（1）対象案件　※内容、特徴等については別紙のとおり

No.	名称	担当課
1	福島市農業・農村振興計画(策定)	農業企画課

（2）意見の提出期間

令和8年11月5日（木）～令和8年12月4日（金）

（3）素案の閲覧方法

①市ホームページ

②閲覧場所　農業企画課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館

（4）意見の提出方法

①市ホームページから専用フォームで

②上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

（5）意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方

④本市に存する学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

（6）その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長　守山　　主任　藤川
電話　024-563-7488（直通）

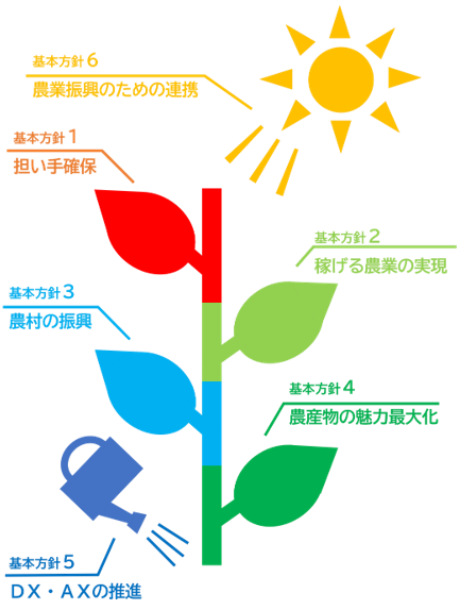
No.　1

令和８年１１月５日

福島市農業・農村振興計画（策定）

魅力あふれる農業を満開に
～ともに未来に種を蒔くまちふくしま～

農政部　　農業企画課

目指す姿	魅力あふれる本市の農業のポテンシャルを最大限に引き出す（＝満開にする）ため、市・農業者・市民・関係団体等が計画に基づき、各種施策を「ともに」実行する（＝未来に種を蒔く）まちを目指します。
計画の期間	令和９年度　～　令和１２年度　（４年間）
check!! ポイント	**農業・農村振興計画の基本方針** 本市農業の主要課題に対応するため、６つの基本方針に基づき、各種施策に取り組みます。 ■ **基本方針１　担い手確保** 新規就農者や多様な担い手を確保するとともに、担い手の育成を図ります。 ■ **基本方針２　稼げる農業の実現** 農業者が安定して生産でき、所得の確保・向上に取り組みます。 気候変動対応や生産性・付加価値の向上を支援します。 ■ **基本方針３　農村の振興** 農村環境を保全するとともに、農村の地域資源を活用することで、農業の持つ多面的機能を発揮させます。 ■ **基本方針４　農産物の魅力最大化** 果物をはじめとした本市の農産物の魅力をさらに高め、その魅力を全国に発信します。 ■ **基本方針５　ＤＸ・ＡＸの推進** デジタル技術やＡＩ技術を活用し、農業者の負担軽減を図るとともに、行政手続きの効率化を推進します。 ■ **基本方針６　農業振興のための連携** 行政機関、教育機関、農業関係機関との連携を強化するとともに、多様な業種との連携の推進により新たな価値を創造します。 
意見提出期間	令和８年１１月５日　～　令和８年１２月４日
備　考	

担当：　農業企画課　農政企画係
課長　持地　　係長　佐々木
電話　024-525-3726（直通）